○山井委員 三十分間、女性活躍支援に関連して質問をさせていただきたいと思います。

女性活躍支援法といいますけれども、私、日本の現状は、逆に危機的な状況になっているんではないかと思います。

例えば、きょうの朝日新聞の朝刊でも、「性暴力 無罪判決続き疑問」「娘の同意なく性交―「抵抗著しく困難」 否定」「酔って抵抗不能「許容」と誤解―故意認めず」「憤る虐待被害者」と。そして、この抗議のミー・トゥー運動の活動も十一日にあったということであります。

もちろん女性の活躍支援は重要で、私たちも大賛成ですけれども、一方では、このような深刻な事態が広がっているのではないかと私は思います。

また、伊藤詩織さんの事件もありまして、きょうの配付資料でもお配りをさせていただきましたけれども、きょうの配付資料の中にありますように、十三ページ、「「性被害者 救済の仕組みを」 伊藤詩織さんが手記、会見」という記事がございます。

そういう中で、ここに書いてありますように、伊藤さんは二〇一五年、就職相談のため記者の男性と都内で飲食した際に、意識を失い望まない性行為をされたとして警察に告訴、準強姦容疑で捜査されたが、嫌疑不十分で不起訴処分となった。それで、会見で伊藤さんは、日本では七月に改正刑法が施行されたが、強制性交罪も、被害者が抵抗できないほどの暴行、脅迫を受けたと証明できないと罪に問えないことは変わらない、三年後の見直しでさらなる議論が必要だと述べた。また、さらに、記者会見では、被害を公にしてからバッシングを受けて、前のように生活できなくなった、しかし、隠れなければならないのは被害者ではない、話すことでよい方向に変えていきたいと話したということです。

こういう性暴力の被害者が、勇気を持って、本当に悩みながら公表、告発しても、逆に第二次の被害を受けて、 この伊藤詩織さんも、日本に住みづらくなって、今、イギリスに住んでおられる、そういう状況にすらなっており ます。

配付資料の十四ページ。そういうことに関して、このたび、伊藤詩織さん支援の会も発足しましたし、また、伊藤詩織さんがカルバン・クラインのキャンペーンにも起用されております。

こういうふうに、本当に女性を取り巻く環境というのは逆に深刻化して、こういう性暴力被害などで不起訴の 案件が逆にふえているのではないか、そういう恐ろしい危機感を私は持っております。

さらに、その次の配付資料にもありますように、十七ページ、睡眠薬を使った性犯罪の急増、就活OB訪問の女子大生に大林組社員がわいせつ行為、さらに、その横の記事にありますように、就活生にわいせつ、これも不起訴。結局、不起訴になるわけですね。

本当にこういうことでいいのかということを私は思わざるを得ませんし、このことについて、何とか党派を超えて、こういう現状というのは国際的にも恥ずかしいし、こういう被害者の方を守るのが国会の責務であるので、この女性活躍支援法の中でもこういう審議をしっかりとせねばと思っております。

さらに、後半で触れますけれども、来年の通常国会で、早ければ、介護保険法の改正で二割負担への自己負担増とか、あるいは、要介護一、二の生活援助サービスを介護保険から外して地域支援事業にする、介護者支援を後退させる、こういう法改正も検討されていると聞いております。こういうのも女性の活躍支援に逆行していると思います。

そこでなんですが、きょう、具体的に、外務省にもお越しをいただいておりますが、日本の政府、役所がどう対応しているのかという問題、具体例をお聞きしたいと思います。

毎日新聞四月十三日、「元駐イラン大使セクハラ 公邸で職員にキス 外務省が注意」「退職後 交流協会会長に」という記事がございます。

簡単に、この話はどういう話かというのをお話ししたいと思います。

二〇一二年の十月、今から七年ぐらい前に、この元大使の方が、イランを去る前日の晩に、二人きりで食事をしたいと誘って、食事の後、二人きりの執務室に誘ったということですね。それで、報道されるとおりで言います

と、結局、キスしたり体をさわったり、まあ、読み上げることもはばかられるような強烈なセクハラ行為をしたということであります。

それで、このことについてなんですけれども、被害者の女性は外務省にこの被害の三カ月後に訴えたけれども、 処分も何もなし。おまけに、退職後、この方は、イランとの交流協会会長にもなっておられる。結局、被害を訴え たのに握り潰されたのではないか。

このことに関して、河野大臣は昨日、外務省としてはこれまで被害者に寄り添った対応をしてきた、セクハラ 行為があったと認定された場合には外務省として厳しい処分で臨むことになると思いますとおっしゃっているん ですね。

個別のことではありますけれども、こういう法案審議の中で元大使のこういうセクハラが明らかになって、外 務省が十分な対応をしていない、これは非常に深刻な問題だと思っております。これは現在進行形の問題です。

ついては、外務省の官房長、お越しをいただいておりますが、これはどういうふうな経緯であったのか、そして どういう対応をしたのか、報告をお願いします。

○下川政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま御質問のありました案件に関しましては、本年三月、元在イラン大使が刑事告訴されているというふうに承知しております。

本件につきましては、被害者のその時々の意向を踏まえまして、今般の刑事告訴にかかわる、警察に協力も含めまして、できる限りの措置を誠実に講じてきているところでございます。

これ以上につきましては、警察にて手続を行っているところであり、コメントは差し控えさせていただきたい と思います。

○山井委員 いや、でも、河野大臣が寄り添って対応したと言っているけれども、全然寄り添っていないじゃないですか。

被害に遭われた三カ月後に、身上書にもセクハラ被害を訴えた。直属の上司にも事の次第を訴えた。人事課の 方からその元大使に注意喚起をしたけれども、結局、処分も何もなし。おまけに、当時の上司は、忘れて休みなさ い、かつ、身上書についてのわいせつ行為の記述を削除するようにと言っているんですね。

結局、それで告訴することになった。御本人も、そんなもの、告訴とかしたくなかったと思いますよ。外務省が動かなかったから、やむにやまれぬ思いで、七年たって、ことし十月に時効になるから。そして、御本人は、残念ながら今、急性ストレス障害になられて体調を著しく壊してしまわれているわけですね、急性ストレス反応が出て。こういう状況を招いたわけであります。

外務省は、今まできっちり寄り添って対応したと言えるんですか。

○下川政府参考人 お答え申し上げます。

外務省といたしましては、事案が発生した当初、そして我々がその事案について知り得たとき以降、その時々の被害者の意向を踏まえまして、できる限りの措置を誠実に講じてきているという認識でございます。河野大臣はそういう趣旨を述べたものだというふうに理解しているところでございます。

以上申し上げた上で、今は、これは警察にて手続が開始されておりますので、外務省としましては、引き続き、被害者の意向を踏まえまして、警察に更に協力することを含めて、できる限りの対応を行ってまいりたいという ふうに考えております。

〇山井委員 外務省に対しては、御本人は非常に失望したと。何度お願いしても十分な対応をしてもらえなかった、事案の公表もしていない、処分もしていない、結局、警察沙汰になるまで放置されていたということであります。

それではこれをお聞きしますが、ちゃんとこの三カ月後に被害を受けたときの調査をして、調査した記録というのは外務省に残っているんですね。

○下川政府参考人 お答え申し上げます。

個々の経緯、事案の内容について言及するのは差し控えさせていただきたいと思いますが、先ほど申し上げたとおり、その時々の被害者の意向に応じて、我々としましては誠実に対応してきたという認識でございます。

- ○山井委員 答えてください、さっきの質問。記録は残っているんですかと聞いているんだから。内容は聞いていない。
- ○下川政府参考人 いろいろなやりとりなどの記録は残しているところでございます。
- ○山井委員 今までの話は、当時の文書での記録は残っていないと聞いておりますよ。口頭で引継ぎがあったが、 あの件は済んだということになっている、元大使は既にやめた人、私人だから何もできないと担当課は答えた、 こういう報道もあります。

ということは、当時のやりとりの記録は残っているということですね、今、残っているということをおっしゃいましたから。これは非常に現在進行形で、刑事告訴までなっている政府の問題ですから、その残っている記録を、プライバシーにかかわることは黒塗りで結構ですから、厚生労働委員会の理事会に提出してください。よろしいですか、官房長。

- ○下川政府参考人 委員会の御判断にお任せしたいと思います。
- ○山井委員 これは非常に重要です。もちろん私はその方々のプライバシーを傷つけようという気は全くありませんけれども、今まではその記録はないと言っていたわけですから。ということは、今までないと言っていたのは、もしかしたらうそだったかもしれないということですから、じゃ、資料があるんだったら出してもらいましょう。

なぜならば、今回報道している内容を聞けば、読み上げませんけれども、どんな恐ろしい被害かということは、 かなり悪質なセクハラ、強制わいせつ罪に相当するかもしれないぐらいのことはやっておられますよ。それを知 りながら何の処分もしていなかったとなったら、外務省、大問題になりますよ。

退職金法の十五条によると、退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、退職金の返納とかを求めることができる。さらに、在職期間中に懲戒免職等の処分を受けるべき行為を認めたときには、当該退職の日から五年以内に限り、退職金の返納や減額を行うことができる。

つまり、やめた後という言いわけは通用しないんですよ。やめてからでも、懲戒免職に相当するとか禁錮刑になり得る場合は、調査をして、そういう被害ではないということを立証する責任が外務省にあったということです。

ということは、現在までこういう行為を行われていないということは、官房長、調査を今されたとおっしゃいましたね、調査して記録も残っている、その記録の中で、懲戒免職に相当する、あるいは禁錮刑になり得るような案件ではないという判断を外務省がされたということでよろしいですか。

- ○下川政府参考人 先ほど私が申し上げましたのは、その時々の被害者の意向を踏まえて誠実に対応してきたという認識であるということでございまして、そういったやりとりについての記録は残っているということでございます。
- ○山井委員 ちょっと待った。今のは違うじゃないですか、さっきの答弁と。

ということは、この案件がどういう事案だったという調査をした、その資料というのはないということじゃないですか。被害者がこう言ってきたという記録はあるけれども、実際、そのことについてどう外務省が動いて、どう調査してどうだったか、そういう資料はちゃんとあるんですか。改めて言ってください。

○下川政府参考人 この手の事案が生じる場合に、訴えを受けた組織として何を行うかということにつきまして は、その被害者の意向を踏まえて行っているところでございます。

したがいまして、その事実関係をただす、それを当事者にただして事実関係を認定する、そういったようなことをやるかどうかということも含めて、被害者の意向をまず確認してから対応するようにしているところでございます。

そういう意味で、この事案につきましても、被害者の意向を踏まえて、その時々、誠実に対応してきたというふ うに考えております。

○山井委員 官房長、やはりあなたの答弁は不誠実だと私は思いますよ。

なぜ告訴されたのかということに関しては、被害者の女性の方は、何度も何度も言っても外務省が動いてくれないから告訴せざるを得なくなったと言っているんですよ。被害者の方がこうおっしゃっているのに、被害者に

寄り添って被害者のために対応してきた、それを言うのは余りにも私は失礼だと思います。そうじゃないからこういう事態になっているわけじゃないですか。被害者の方は問題があったことを公表し、元大使を処分してくれと言ってきたわけですよ。それを握り潰したわけですね。

それで、今言いましたように、退職金法の中では、在職当時のこういうわいせつ行為、セクハラ行為で懲戒免職に相当するときや禁錮刑に相当することになったときには退職金の返還を求めることになるがあるわけですから、当然、それをしなかったということは、それに当たらないという判断を外務省がされたということですけれども、私は、それは大問題だというふうに疑わざるを得ません。

ついては、先ほど警察に任せるとおっしゃいましたが、警察に任せるということは、告訴しないと、今後、セクハラの被害者は救われないということですよ。女性活躍支援法という法案を私たちも今議論していますけれども、率先垂範して政府が、国の役所が、外務省が動かないで、外務省はもう知りませんよ、警察が判断したらいいじゃないですか、そんなことで済むはずがありません。

ついては、この問題について、ここまで、刑事告訴までなって、こういう報道まで出ているわけですから、再調査をしてください。お答えください。

○下川政府参考人 外務省がどういう措置を当時とり得たかということに関連して、一般論として申し上げれば、 当該職員が退官するなどして、既に、国家公務員法上、国家公務員としての身分を有していない場合は懲戒処分 の対象とはならないということがまずございます。

その上で、先生から御指摘のございましたように退職手当法上の措置というものもございますので、これは、 その要件が満たされた場合にはそれに応じて必要な措置をとっていくということであろうかと思います。

追加調査等につきましては、何が必要か、何が適切か更に検討してまいりたいと思います。

○山井委員 もっと踏み込んだ前向きな答弁をお願いします。

今おっしゃいましたよね、退職手当法に関連して何ができるか。つまり、禁錮刑やあるいは懲戒免職に相当する処分を受けた行為のときには対応しないとだめなんですよ。退職しているしていないは関係ないんです。

ついては、ここまで、刑事告訴までなって、外務省が動かなくて、それで警察が動いて黒だったとわかったら、 もうこれは、外務省、ただでは済みませんよ。みずからの、外務省の女性職員がこういう被害を受けているのに、 握り潰してほったらかして、警察が動くまで動かなかった、そんなことは通用しませんよ。ほとんどの被害者は 告訴できないから苦しんでいるんです。警察が動いたら動きますよ、そんなことは通らないんです。

外務省の威信にかけても、女性活躍支援法を出している安倍政権の威信にかけても、警察がはっきりさせる前に、もともとこれは外務省で起こった事件なんですよ、きっちり再調査する、そして必要であれば処分をする、そのことをお答えください。

○下川政府参考人 お答え申し上げます。

冒頭申し上げましたように、ことし三月の元イラン大使の刑事告訴、これに関連いたしましては、外務省といたしましては、警察に協力することを含めて必要な措置を講じてきたと認識している次第でございます。

それから、処分につきましては、先ほど私が答弁申し上げましたように、懲戒処分としてできることというものについては、退職した人に対しては、権限がないと処分もできないということでございます。

さらに、退職手当法については先生御指摘のとおりでございますので、そこの要件が満たされる場合には必要な措置を講じてまいりたいと思います。

さらに、調べることがどこまでできるか、これは、何ができるか更に検討してまいりたいと思います。

○山井委員 再調査をするというふうに受けとめました。

女性活躍支援法もいいけれども、足元の日本の国の役所、安倍政権のど真ん中の外務省でこういうことを放置して、警察に任せました、再調査もしません、そんなことだったら、女性活躍なんて全く言えない。これは再調査をぜひしていただきたい。

それと、先ほどお願いした当時のやりとり、今、最近女性から言われたとおっしゃいましたけれども、最近じゃないんですよ。七年前、被害に遭われた三カ月後にはおっしゃっているんですよ。ところが、その部分の上申書を削除しろとか、忘れて休みなさいとか、握り潰しているんですよ。この問題は非常に深刻だと思います。

女性活躍支援法を担当する根本大臣も、外務省に一言指導してください。こういう法の趣旨からいっても、女性の人権、こういうものを守る、セクハラ被害を守る責任者である根本大臣からも外務省にしっかり再調査を命じてください。

○根本国務大臣 セクハラは働く方の尊厳や人格を傷つけ、あってはならないと思います。

今回の事案については、外務省が適切に判断されることと思います。

○山井委員 本当に頼りないですね、適切に判断されることだと思いますと。適切にやっていないから、こういう大問題になっているんでしょう。しっかりやりなさいぐらいのことを担当大臣として言うべきだと私は思います。

それで、警察にもお越しをいただいております。

最初の、最近いろいろ、お酒に酔わせて意識不明にして性暴力を加えるとか、伊藤詩織さんの案件が不起訴になるとか、さまざまな不安が高まっています。国際的にも、日本というのはそういう性暴力に対して極めて緩い、 恥ずかしい国だというレッテルが張られています。

警察にお伺いしたい。

酒を飲んで意識不明になって性行為に及んでも、本人は、レイプドラッグなり大量のお酒、テキーラを飲まされたりしてふらふらになっているわけですから、それは抵抗できないでしょう。それで、勇気を持って起訴しても不起訴になる。連日、大林組にしても、不起訴ばかりじゃないですか。こんな新聞を見たら、世の中はどう思いますか。ああ、日本ではこんなことをやっても罪にならないんだなと。犯罪がふえます、これでは。警察としてどう考えるのか。

それと、法務省も来ていますが、脅迫要件等々、やはり刑法の改正が必要なんじゃないか。

その二つ、一括してお答えください。

○田中政府参考人 事件の起訴、不起訴の判断につきましては検察庁で行われますので、警察といたしましては お答えをする立場にないと思っております。

一般に、飲酒や薬物を飲ませることなどによりまして女性を抗拒不能にさせてわいせつな行為などを行うといった性犯罪は、被害者の心身に大きな被害を与えるものでありまして、許されるものではないというふうに認識をいたしております。

警察におきましては、被害者からの聴取や被害前後の状況から薬物の使用が疑われる事案を認知した際は、被害者の同意を得た上で速やかに採尿等を実施するなど、事件化に向けた証拠保全を適切に行っているところであります。

また、飲酒や薬物の影響により、被害者が意識があるように行動していても被害時の記憶が欠落している場合もあることから、被害者からの聴取に当たってはこうした点にも十分留意するよう都道府県警察を指導しているところであります。

警察といたしましては、引き続きこうした取組を推進し、この種事案について、法と証拠に基づき適切に対処してまいりたいと存じます。

○保坂政府参考人 委員から検察の不起訴処分についてのお尋ねがまずございましたので、それについてお答え申し上げますが……(山井委員「余り時間がないので、法改正を検討するかどうかだけ」と呼ぶ)はい。検察官の方では法と証拠に基づいて適切に判断していると一般論としては考えてございます。

法改正の点のお尋ねがございましたが、先ほどおっしゃった暴行、脅迫要件の点につきましては、平成二十九年の刑法改正では対象とされない、その撤廃はしないということになったわけですが、その理由というのが、暴行、脅迫のような外形的行為がないときに不同意を証明するのは容易ではなく、性交に応じるか否かという内心の立証や認定が難しい、そういった点などが考慮されてそこは改正されなかったところでございますが、その平成二十九年の改正法の附則におきまして、政府に対して、広く性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策のあり方、これを検討することが求められてございます。

具体的にどの点を検討するかはまだ現段階では確たることを申し上げることはできませんが、現在、法務省ではさまざまな実態調査を進めておるところでございますので、御指摘の点も含めて、実態調査を着実に進めてま

いりたいというふうに考えてございます。

○山井委員 時間がないので、これはまた引き続きやりたいと思いますが、深刻な事態ですよ、被害がどんどん 広がっているんですから。警察も法務省も私たち国会議員もしっかりしないと、恥ずかしいです、これは。本当 に、来年オリンピックもあると言われているのに、これだけ性犯罪に緩い国、甘い国、不起訴になる国、何とかせ ねばならないと思います。

そして、もう一個、最後に介護保険です。

これは女性活躍支援で、私も議員になる前に高齢者福祉の研究をしておりましたが、財政審に基づいて、配付資料にありますように、簡単に言いますと、一割負担を二割負担にする、介護保険の自己負担を、そのことと、要介護一、二の生活援助サービスを介護保険から切り離して地域支援事業にする、こういうサービスカットが財政審で提案されていまして、これが、この配付資料にもありますように、スケジュール表では、六ページにありますように、二〇二〇年、来年実施する、こういう工程表になっているんです。

女性の方の多くが、男性も含めてですけれども、介護との両立で大変苦労されておりまして、女性活躍といいながら、一割を二割に自己負担を上げる、あるいは要介護一、二のサービスをカットする、こういうことをやるのであれば、女性活躍支援に完全に逆行します。

ついては、来年の通常国会で介護保険法の改正を出して、一割から二割への自己負担アップ、生活援助サービスの要介護一、二のカット、このことがそこに入る可能性はあるんですか、ないんですか。ないということをここでお約束ください。介護者の方々から大変な心配の声が上がっております。

○根本国務大臣 介護の軽度者に対する生活援助サービスなどに関する給付のあり方については、平成二十六年 の法改正により実施された要支援者の訪問介護サービス事業への移行状況なども踏まえつつ、骨太の方針二○一 八などに沿って検討することとしております。

また、介護保険の利用者負担については、世代内、世代間の負担の公平性や負担能力に応じた負担のあり方、利用者への影響などについて慎重な検討が必要だと思います。

制度の持続可能性を確保するには不断の見直しが必要ですが、他方で、高齢者の方々の生活実態などを考慮し、必要なサービスが提供されるよう、引き続き介護保険部会等において丁寧に検討していきたいと思います。

○山井委員 質問に答えてください。端的にお答えください。

来年の介護保険法の改正の中で、一割負担から二割負担への対象拡大、全員とは言いませんよ、二割負担にする自己負担の対象拡大や、要介護一、二の生活援助サービスを介護保険から外す、そういうことが入る可能性があるのかないのか。ないのであれば、ないと明確に否定してください。否定されないのであれば可能性があるというふうに私たちは受けとめますし、これは大きな参議院選挙の争点にもなると思います。

介護の家族はもちませんよ、二割負担の拡大とか、要介護一、二の生活援助サービスがカットされたら。女性活躍支援どころか、介護離職はどんどんふえますよ。

可能性があるのかないのか。ないんだったらないと。ないと言われないのであれば、あるというふうに理解します。根本大臣、答弁をお願いします。

○根本国務大臣 介護保険の利用者負担は、原則一割負担、そして、一定以上所得がある層に対し、平成二十七年 八月から二割負担を導入し、前回の制度改正により、平成三十年八月から特に所得の高い層に対して三割負担を 導入いたしました。

その上で、御指摘については、世代内、世代間の負担の公平性や負担能力に応じた負担のあり方、利用者への影響などについて慎重な検討が必要であると考えております。繰り返しになりますが、制度の持続可能性を確保するには不断の見直しが必要だと思います。

他方で、高齢者の方々の生活実態を考慮し、必要なサービスが提供されるように、引き続き介護保険部会等に おいて丁寧に検討していきたいと思います。(山井委員「可能性はあるんですか。委員長、答えてもらってくださ い。可能性があるのかないのかだけ聞いているんだから、答えてください」と呼ぶ)

○冨岡委員長 時間が来たようなんですけれども。(山井委員「だから、さっきした質問の答えを返してください」 と呼ぶ) もう一度言いますか。まあ、答えているような気がしますけれどもね。

○根本国務大臣 私は既に答えておりますが、制度の持続可能性を確保するには不断の見直しが必要です。他方で、高齢者の方々の生活実態を考慮し、必要なサービスが提供されるよう、引き続き介護保険部会等において丁寧に検討していきたいと思います。

○山井委員 不断の見直しをするということですから、そういう、一割負担から二割負担への自己負担アップや、要介護一、二の生活援助サービスのカットの可能性があるというふうに理解をしました。断固として阻止したいと思います。

以上で質問を終わります。